～認めて！避難の権利　守ろう！子供の未来～

今年も原発賠償京都訴訟の控訴審を傍聴してください！

２０１３年９月１７日、放射線汚染による健康被害を恐れて福島などから京都に避難している３３世帯９１人が、国と東電に損害賠償を求めて京都地裁に提訴しました。その後、第２次提訴、第３次提訴を経て、５７世帯１７３名が一審判決（２０１８年３月１５日）を受けました。全員提訴後、１世帯２名が控訴を取り下げ、現在５６世帯１７１名が控訴審を闘っています。

＊控訴審の日程＊

第６回期日…２月２６日（水）
第７回期日…５月１３日（水）
いずれも１４時３０分開廷
（大阪高裁　本庁舎 201 号法廷の予定）

※手荷物検査があるため、傍聴券の抽選が早まっています。開廷時刻の1時間前をめどにお集まりください。
※抽選に外れた方は模擬法廷に参加して下さい。

【原告からのメッセージ】

昨年は、支援する会の皆さまからの多大なるご支援のもと、第２回目の３月 13 日大阪高裁での控訴審期日に始まり、第３回の６月 13 日、第４回の９月 10 日、第５回の 12 月 12 日の期日すべてが傍聴席満杯となったことに深く感謝申し上げます。

弁論内容では、国際法に触れ、避難の権利を十分に主張した部分や、「確保されるべき安全性は絶対的安全性ではなく、相対的安全性である」とした国策である原発の誇るべき科学技術力が「はりぼて」であったと自認する国のプレゼンは実に印象的でした。

もうじき原発事故から丸９年を迎えますが、住宅問題は首都圏の２倍家賃問題の裁判が始まるでしょう。賠償訴訟も３月に次々と判決を迎え、訴訟団一丸となって国と東電へ「統一要求」を突き付ける動きを見せる年となります。東京オリンピックで原発事故がなかったことにされないよう、京都から大きく働きかけていく年にしていきたいと思います。

これからも応援して下さい。どうぞよろしくお願いいたします。

（原告団共同代表　萩原・福島・堀江）

昨年暮れ（12 月 17 日）、山形地裁は国の責任を認めず、損害は東電がすでに弁済しているとして原告の大部分の請求を退ける判決を出しました。国の責任を否認する判決が名古屋地裁（８月２日）から続いています。

こうした忖度判決の流れを阻止しなければなりません。京都訴訟の控訴審では、今後、国の責任否認論に丁寧に反論していくほか、低線量被ばくや内部被ばくの危険性、原告が受けた精神的被害などについて主張していく予定です。口頭弁論は年内一杯は続く見込みです。一層のご支援をお願いします。

～私たちを応援してください！～

【入会案内】　支援する会の会員になってください！

◎年会費　個人１口：１，０００円（複数口歓迎）

【郵便振替口座】
口座番号：００９３０－０－１７２７９４
口座名称：原発賠償訴訟・京都原告団を支援する会

※通信欄に「入会希望」と書き、メーリングリストへの登録を希望される方はメールアドレスをご記入ください。

〈お問合わせ〉
弁護団事務局：田辺法律事務所
住所：〒604-0804
京都市中京区堺町通竹屋町下ル絹屋町 120
電話：０７５－２１１－５６３１
http://hisaishashien-kyoto.org/

原発賠償訴訟・京都原告団を支援する会
住所：〒612-0066 京都市伏見区桃山羽柴長吉中町 55-1
コーポ桃山 105 号　市民測定所気付
電話：０９０－８２３２－１６６４（事務局長・奥森）
http://fukushimakyoto.namaste.jp/shien_kyoto/

―あなたの参加が裁判を動かし、国を動かします!―

京都地裁判決（２０１８年3月１５日）

京都地裁判決は、原発敷地を超える巨大津波が起きることは予見できたこと、津波対策をとっていれば今回のような事故は回避できたとし、東電と国の責任を認めました。

京都訴訟原告は大半が区域外避難者ですが、判決は国の中間指針が言う「自主的避難等対象区域」はもちろん、それ以外の会津地方、茨城県、栃木県、千葉県からの避難についても、相当性を広く認定しました（ただし、宮城県など相当性を否認された原告もいます）。

その一方で、２０１２年４月１日までに避難したものに限定して相当性を認めたこと、賠償期間を避難開始から２年間に限定したこと、賠償額があまりに低いことなど、多くの問題点もありました。

勝たなければならない裁判

田辺保雄弁護士（弁護団事務局長）

原発事故によって避難を余儀なくされた避難者が京都で訴訟を闘っています。多くは、「自主避難者」です。

昨年、地裁で一部勝訴しましたが、微々たる賠償額しか認められませんでした。今は、高裁で審理しています。

「自主避難者」であっても避難による経済的負担は大きく、それなのに避難生活に見合った賠償は受けられていません。行政による無償住宅の提供も打ち切られました。

これでは、避難指示区域外の市民に「逃げるな」と言うに等しい状態です。しかし、その場所にいては、公衆被ばくの線量限度を超える被ばくをしてしまうのです。

この訴訟の原告は「自主避難者」ですが、原告のためだけの訴訟ではありません。市民の誰もが被ばくを強要させられないための訴訟なのです。

どうぞ、避難者の訴訟をご支援下さい。

なぜ？教えて！／ 原発賠償京都訴訟　Q&A

Q. 避難者には賠償金が支払われているのでは？

A. 東電は、避難指示区域内の住民に対しては不十分ながらも賠償金を支払っていますが、あとは国の中間指針が指定した「自主的避難等対象区域」（福島市・郡山市・いわき市など１３市町村）の住民に雀の涙ほどの一時金を支払っただけで、それ以外の汚染区域については何の賠償もありません。京都訴訟の原告の大半が「自主的避難等対象区域」であり、それ以外の区域からの避難者もいます。

Q. 避難の権利って何ですか？

A. １９８６年のチェルノブイリ原発事故のあと、ロシア、ウクライナ、ベラルーシでほぼ同じ内容のチェルノブイリ法が成立しました。同法は、年間５ミリシーベルトを超える地域からの移住を義務づけ、年間１ミリシーベルトを超える地域には移住権を認め、住宅・雇用・医療費・保養などを保障しました。日本でも公衆の被ばく限度は年間１ミリシーベルトとされています。にもかかわらず、福島原発事故後に避難基準が年間２０ミリシーベルト以上の区域とされ、福島県民には他府県の２０倍も高い被ばく線量が押し付けられました。チェルノブイリ並みに、年間１ミリシーベルトを超える汚染区域から避難することを国民の権利として定着させることを求めているのです。

Q. 多くの福島県民は普通に暮らしているのでは？

A. 誰もが、政府や福島県の言う「安全、安心」を信じて残っているわけではありません。経済的な事情や家族関係で避難できず、健康被害を気にしながら生活している人や今でも子どもたちを保養に連れて行きたいと思っている人も多くいます。空間線量が下がったことを理由に次々と避難指示が解除されていますが、２０１６年６月に避難指示が解除された葛尾村では元の２割、２０１７年４月に避難指示が解除された富岡町では元の７％しか住民が帰還していません。また、福島県内でも「ふるさと喪失」に対する賠償を求めて数千人規模の住民が訴訟に立ち上がっています。

Q. 原発事故は収束し、空間線量も下がり、もう帰れるのでは？

A. 溶融した核燃料（デブリ）を冷やすための注水により汚染水は増え続けています。腐食している１、２号機の排気筒が倒壊すれば、内側に付着している放射性物質が拡散する危険があります。また空間線量は下がってきてはいますが、事故前の水準には戻っておらず、高い土壌汚染が続いています。小児甲状腺がんをはじめ、周産期死亡（死産＋早期新生児死亡）が増加しており、まだ安全といえる状況ではありません。

―あなたの参加が裁判を動かし、国を動かします!―